

持続可能な開発目標（SDGs）を桐生市のまちづくりに生かす条例

持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)とは、2015年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年に向けての国際社会の共通目標である。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」との理念の下、貧困を終わらせ、すべての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずに、経済を持続可能な形で発展させ、より良い生活を送ることができる世界を目指すための17の目標と169項目の具体的なターゲットが掲げられ、世界中の国々がその達成を目指している。これらの目標は、少子高齢化、環境問題、頻発する自然災害、貧困・格差などの課題に直面する国及び自治体にとって、いずれも容易ならざるテーマであり、国・自治体レベルの取組はもとより、市民・事業者等が「自分ごと」として解決に向け、働きかけるなど、市民社会の力強い後押しが絶対に欠かせない。

また、SDGsは、経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発に対して統合的な取組として推進するものであり、多様な目標やターゲットの追求は、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の活性化を推進するものである。

私たちは、SDGsの理念を理解し、共通目標としてその達成に向けた取組を推進することで、少子高齢化やグローバル化の中にあっても、あらゆる人たちが活躍できる多様性と包摂性(社会・組織に排除・排他性がなく包容力のあることをいう。)のある社会の実現や持続可能なまちを目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、国際社会の共通目標であるSDGsの理念を踏まえ、市民、関係自治体、民間企業、NPO等の広範で多様な主体及び関係者(以下これらの主体及び関係者を「ステークホルダー」という。)並びに市が、相互に連携し、パートナーシップを構築し、本市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、持続可能なまちづくりを目指すことを目的とする。

(理念)

第2条 この条例の推進に当たっては、次に掲げることをその理念とする。

- (1) SDGsに掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念及び17の目標を取り入れること。
- (2) 前号の観点を市及びステークホルダーが事業及び活動に取り入れ、その達成に向けて、力を合わせて取り組んでいくこと。
- (3) 経済、社会及び環境を統合的に向上させ、市民が安心して暮らせる持続可能なまちを目指すこと。

(市の責務)

第3条 市は、SDGsの理念及びこの条例の趣旨の普及及び啓発を実施するとともに、この条例の目的達成のために必要な施策を総合的に実施するものとする。

2 前項の場合において、市は、本市の実情を把握するとともに、ステークホルダーと協力して、効果的に施策を実施するものとする。

(事業者及び関係団体の役割)

第4条 民間企業等の事業者及びNPO等の関係団体は、それぞれの事業及び活動において、自主的にSDGsの推進に資する取組(以下「取組」という。)に努めるものとする。

2 民間企業等の事業者及びNPO等の関係団体は、市及びステークホルダーが実施する施策及び取組に協力し、相互パートナーシップの構築に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、SDGsへの理解に努め、日常活動において、自主的に取組に努めるものとする。

2 市民は、市及びステークホルダーが実施する施策及び取組に協力し、相互パートナーシップの構築に努めるものとする。

(議会及び議員の役割)

第6条 議会は、市の施策の実施状況について監視し、この条例の進捗状況を評価するとともに、必要に応じて、政策提言をするものとする。

2 議会は、市及びステークホルダーが実施する施策及び取組に協力し、相互パートナーシップの構築に努めるものとする。

3 議会の議員は、SDGsへの理解を深めるとともに、自らも取組に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、SDGsを推進するに当たって、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ効果的に施策を実施するものとする。

(1) SDGsを市政に反映させるため、SDGsと総合計画、総合戦略、各種基本計画等との調和に留意した上で、SDGsの特徴を生かした政策ビジョンの策定をすること。

(2) 全ての職員がSDGsを理解し、その推進に取り組めるよう、SDGsに関する研修等を積極的に行うこと。

(3) 多くの市民、事業者、関係団体等(以下「市民等」という。)がSDGsへの

理解を深められるよう、SDGsに関する講演会、イベント等を積極的に開催すること。

- (4) ステークホルダーとの連携及びパートナーシップを構築するため、それぞれの自主的な取組への協力に努めること。

(市民等の意見の反映)

第8条 市は、施策を実施するときは、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表及び情報発信)

第10条 市は、施策の実施状況等を公表するものとする。

- 2 市は、ステークホルダーが実施する取組の状況等の情報発信に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。